

令和7年11月11日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

神奈川運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和7年11月11日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社三昭ツーリスト（法人番号：9021001006331） 代表者 福富 義隆
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 神奈川県高座郡寒川町宮山121-6 (本社営業所) 神奈川県高座郡寒川町宮山121-6
(4) 行政処分等の内容	処分日車数50日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3. (6)により文書警告
(5) 主な違反の条項	道路運送法第15条第1項
(6) 違反行為の概要	令和7年7月11日及び令和7年7月31日、定期的な監査を実施。7件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(道路運送法第15条第1項)、(2)運送引受書の記載事項の不備(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、(3)健康状態の把握義務違反(運輸規則第21条第5項)、(4)運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)、(5)初任運転者に対する特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(6)書類の適切管理義務違反(運輸規則第69条)、(7)休憩、仮眠又は睡眠のための施設の変更の未届出(道路運送法施行規則第66条第1項第6号)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 5点 当該事業者の累積点数 5点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2. (4) 但し書き参照)